



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

非嫡出子の法定相続分は憲法違反・無効と判断！

嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法900条4号ただし書の規定の合憲性については、長い間争われてきましたが、平成25年9月4日、最高裁大法廷では、憲法違反であるとの決定を裁判官全員一致で下しました。(平成25年9月4日最高裁大法廷・破棄差戻し・TAINSコード Z999-5277)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

本件は、平成13年7月に死亡したAの遺産につき、Aの嫡出子(その代襲相続人を含む。)である相手方らが、Aの嫡出でない子である原告人らに対し、遺産の分割の審判を申し立てた事件です。

原審は、民法900条4号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分(本件規定)は憲法14条1項に違反しないと判断し、本件規定を適用して算出された相手方ら及び原告人らの法定相続分を前提に、Aの遺産の分割をすべきものとししました(原決定)。

<裁判所の判断>

最高裁判所では、次のとおり、本件規定は、憲法14条1項に違反し無効であると判断しました。そして、本件規定を合憲とした原決定を破棄し、本件を原審に差し戻しました。

- ① 憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきである。
- ② 本件規定の合理性は、種々の要素を総合考慮し、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき法的問題であり、法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているということや、嫡出でない子の出生数の多寡、諸外国と比較した出生割合の大小は、上記法的問題の結論に直ちに結び付くものとはいえない。
- ③ 昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。
- ④ そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。
- ⑤ 以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。
- ⑥ したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。
- ⑦ 本決定の違憲判断は、法的安定性の観点から、Aの相続の開始時から本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでないといえるのが相当である。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

なお、国税庁ホームページ(お知らせ)には、『相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて(平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応)』が掲載されています。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判10頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記宛にご一報ください。

JUSTAX 第243号(平成25年10月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628